

島根県都市計画審議会運営規則新旧対照表

改正後	改正前
島根県都市計画審議会運営規則 (趣旨) 第 1 条 この規則は、島根県都市計画審議会条例（昭和 4 4 年島根県条例第 4 6 号。以下「条例」という。）第 9 条の規定に基づき、島根県都市計画審議会（以下「審議会」という。）及び常務委員会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。 (招集) 第 2 条 審議会の会議は、会長が招集する。 2 会議を招集するときは、開会期日の 5 日前までに議案を添えて、会議の日時及び場所を委員並びに当該議事に関係のある臨時委員及び専門委員に通知しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではない。 (委員の代理出席) 第 3 条 条例第 2 条第 2 項第 2 号、第 3 号及び第 5 号の委員に事故があるときは、それぞれ当該委員があらかじめ会長の承認を得て指名するものを当該委員に代わって会議に出席させることが出来る。 (専門委員の出席) 第 4 条 専門委員は、会議に出席し、会長の許可を得て、または会長の求めに応じて、意見を述べ、または説明することが出来る。 (議長) 第 5 条 会長は、会議の議長となり、会議を主宰する。 2 会長及び会長の職務を代理する者としてあらかじめ指名された者に事故があるときは、出	島根県都市計画審議会運営規則 (趣旨) 第 1 条 この規則は、島根県都市計画審議会条例（昭和 4 4 年島根県条例第 4 6 号。以下「条例」という。）第 9 条の規定に基づき、島根県都市計画審議会（以下「審議会」という。）及び常務委員会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。 (招集) 第 2 条 審議会の会議は、会長が招集する。 2 会議を招集するときは、開会期日の 5 日前までに議案を添えて、会議の日時及び場所を委員並びに当該議事に関係のある臨時委員及び専門委員に通知しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではない。 (委員の代理出席) 第 3 条 条例第 2 条第 2 項第 2 号、第 3 号及び第 5 号の委員に事故があるときは、それぞれ当該委員があらかじめ会長の承認を得て指名するものを当該委員に代わって会議に出席させることが出来る。 (専門委員の出席) 第 4 条 専門委員は、会議に出席し、会長の許可を得て、または会長の求めに応じて、意見を述べ、または説明することが出来る。 (議長) 第 5 条 会長は、会議の議長となり、会議を主宰する。 2 会長及び会長の職務を代理する者としてあらかじめ指名された者に事故があるときは、出

席した委員のうちから互選された者が、会長の職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は公開とする。ただし、次の各号の一つに該当し、会長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

- (1) 島根県情報公開条例に定める非公開情報が含まれる事項について審議等する場合
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が阻害されると認められる場合

(議席)

第7条 委員及び臨時委員の議席は議長が定める。

(委員以外の者の出席)

第8条 議長は、必要と認めるときは、審議会にはかって関係行政機関の職員その他適当と認める者の出席を求め、その説明又は意見を徴することが出来る。

(建議案の発議)

第9条 委員は、建議案を発議しようとするときは、あらかじめ理由を付して、その案を会長に提出しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではない。

(会議録)

第10条 会議の開催日時、開催場所、出席者及び会議の概要は、会議録に記録するものとする。

2 会議録には、議長及び議長の指名する2名の委員が記名しなければならない。

(常務委員会)

第11条 常務委員会に、委員長を置き、常務委員会の委員に選挙によって定める。

2 常務委員会は、別表に掲げる事項の調査審議を行うものとする。

席した委員のうちから互選された者が、会長の職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は公開とする。ただし、次の各号の一つに該当し、会長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

- (1) 島根県情報公開条例に定める非公開情報が含まれる事項について審議等する場合
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が阻害されると認められる場合

(議席)

第7条 委員及び臨時委員の議席は議長が定める。

(委員以外の者の出席)

第8条 議長は、必要と認めるときは、審議会にはかって関係行政機関の職員その他適当と認める者の出席を求め、その説明又は意見を徴することが出来る。

(建議案の発議)

第9条 委員は、建議案を発議しようとするときは、あらかじめ理由を付して、その案を会長に提出しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではない。

(会議録)

第10条 会議の開催日時、開催場所、出席者及び会議の概要は、会議録に記録するものとする。

2 会議録には、議長及び議長の指名する2名の委員が署名しなければならない。

(常務委員会)

第11条 常務委員会に、委員長を置き、常務委員会の委員に選挙によって定める。

2 常務委員会は、別表に掲げる事項の調査審議を行うものとする。

3 審議会は、前項に定める事項であっても、特に必要があるときは、自ら当該事項を処理することができる。

(常務委員会への準用)

第 12 条 第 2 条から第 8 条まで及び第 10 条の規定は、常務委員会に準用する。この場合において「会長」とあるのは「委員長」と、「審議会」とあるのは「常務委員会」と読み替えるものとする。

(雑則)

第 13 条 この規則に定めるもののほか、審議会及び常務委員会の運営に関し、必要な事項は、会長が定める。

附則

この規則は、昭和 44 年 11 月 15 日から施行する。

附則

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規則は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

附則

この規則は、令和 年 月 日から施行する。

3 審議会は、前項に定める事項であっても、特に必要があるときは、自ら当該事項を処理することができる。

(常務委員会への準用)

第 12 条 第 2 条から第 8 条まで及び第 10 条の規定は、常務委員会に準用する。この場合において「会長」とあるのは「委員長」と、「審議会」とあるのは「常務委員会」と読み替えるものとする。

(雑則)

第 13 条 この規則に定めるもののほか、審議会及び常務委員会の運営に関し、必要な事項は、会長が定める。

附則

この規則は、昭和 44 年 11 月 15 日から施行する。

附則

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規則は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

別表

- (1) 名称の変更
- (2) 都市計画法施行規則第 13 条に規定する都市計画の変更又はこれに準ずるもの
- (3) 都市計画法第 21 条の 5 第 2 項の規定による計画提案を踏まえた都市計画の決定等をしない場合についての意見
- (4) 建築基準法第 22 条第 2 項の規定による屋根の規則区域についての意見
- (5) 建築基準法第 51 条ただし書きの規定による敷地の位置に関するもの

別表

- (1) 名称の変更
- (2) 都市計画法施行規則第 13 条に規定する都市計画の変更又はこれに準ずるもの
- (3) 都市計画法第 21 条の 5 第 2 項の規定による計画提案を踏まえた都市計画の決定等をしない場合についての意見
- (4) 建築基準法第 22 条第 2 項の規定による屋根の規則区域についての意見
- (5) 建築基準法第 51 条ただし書きの規定による敷地の位置に関するもの